

令和6年8月8日

市政記者クラブ 様

教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課

担 当：川口

電 話：972-3220

名古屋市指定有形文化財の指定について

このたび名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例第2条に基づき、下記の文化財を名古屋市指定有形文化財に指定しましたので、お知らせします。

記

1 名古屋市指定有形文化財に指定したもの

種 別	名 称	員 数	所在地	所有者
絵画	けんぼんちゃくしよくたまてるひめ 絹本 著 色 玉照姫・ ふじわらのかねひらちゅうじょうが ぞう 藤原兼平 中 将 画像	2 幅	名古屋市南区笠寺町 上新町 76 番地	宗教法人 泉増院
彫刻	せんじゅかんのんぼさつりゅうぞう 千手観音菩薩立 像	1 軀	名古屋市千種区城山町 1 丁目 47 番地	宗教法人 相應寺
建造物	そうおうじほんどう そうもん 相応寺本堂・総門・ さんもん 山門	3 棟	同上	

2 指定日

令和6年8月8日

3 その他

○今回の指定で、名古屋市指定文化財の総数は136件、うち絵画は19件、彫刻8件、建造物30件になりました。

4 文化財の概要

別添、文化財の概要参照

<文化財の概要>

玉照姫・藤原兼平中将画像

- | | | | |
|---|-----|--------------|---------------------|
| 1 | 大きさ | (画面のみ) 玉照姫画像 | 縦 81.2 cm 横 42.5 cm |
| | | 藤原兼平中将画像 | 縦 81.4 cm 横 42.5 cm |

2 指定の理由

泉増院所蔵「玉照姫・藤原兼平中将画像」は、両幅ともに、裏面の「泉増院什物」「当院第八世良應法印 修幅之 正徳四年甲午二月廿八日」の墨書が示す通り、同院に伝来したことは明らかであり、また、制作年代が、正徳4(1714)年以前と判明することも貴重である。正徳4年に修理が行われたと理解できること、および、画風から推しても制作年代は17世紀前半に遡る可能性がある。江戸時代前期のやまと絵系人物図の遺例としても、また、地域の信仰、伝承を示す事例としても、指定文化財として後世に伝えるに相応しい作例である。



玉照姫画像



藤原兼平中将画像

<文化財の概要>

千手観音菩薩立像

- 1 大きさ 本 体 像 高 65.5 cm 手を含む 71.4 cm
台 座 全 高 28.8 cm
光 背 全 高 81.2 cm 幅最大 36.8 cm

2 指定の理由

本像は像高 65.5 cm（頭上に伸ばした両手を含めた像高 71.4 cm）、木造の素地に盛り上げ文様を施した檀像風の十一面観音菩薩立像である。

本像の特徴は、①素地に赤みを入れ、檀像を意識した像である点、さらに②素地の上から盛り上げによる大振りな文様を描く点、③顔は端正ながら、裙や腰布の折り返し部の襞を大きく反転させて賑やかにあらわす点などである。とくに③の衣縁の反転を強調するのは南北朝時代から室町時代の仏像にみられる特徴である。しかしながら、頭部の十面や頂上仏面の彫りを省略して簡素であること、また盛り上げ文様が大振りであること、そして何より文様それ自体が南北朝時代まで遡り得ないことから、本像の制作年代は室町時代（15 世紀頃）と推定される。ただし、本像の台座・光背は像本体よりも時代の下る江戸時代後期以降のものである。

本像は、昭和 9 年に京都清水寺から賜った由緒が知られ、近代名古屋の歴史や信仰を考えるうえで重要な像といえる。



＜文化財の概要＞

相応寺 本堂・総門・山門

1 建築面積

本堂 592.52 m² (桁行 24.65m、梁間 22.78m、付向拝 23.19 m²)

総門 27.41 m² (桁行 7.49m、梁間 3.66m)

山門 43.76 m² (桁行 8.93m、梁間 4.90m)

2 指定の理由

本堂内部にみられる意匠、精緻な彫刻からは寛永期の建築の特徴がよく読み取れる優れた遺構である。また、外観と内部で邸宅風と仏堂風の各要素が混在する点、結界を廻らす内部の空間構成など、当地における浄土宗本堂の発展を知る上で重要な遺構といえる。

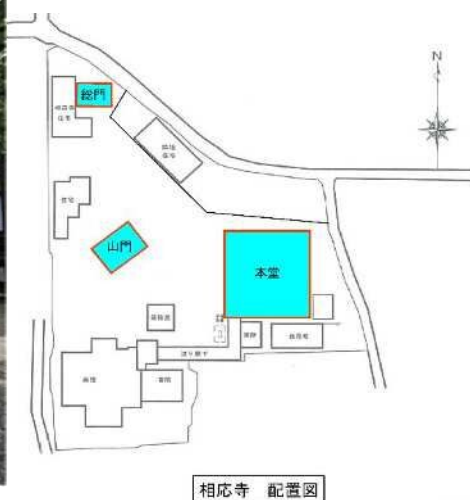
総門は、伽藍正面に構えるにふさわしい木太く、安定感のある三間一戸薬医門である。この門の建立時期の特徴をよく示す力強い絵様繰形が多数施されており、またほぼ同年代の建中寺総門（慶安5年（1652）、名古屋市指定文化財）とも似た特徴を多く有している。

山門は、単層で規模もさほど大きくないが抑制のきいた適度な装飾が施されている。柱はすべて丸柱で正背面中央間を除き飛貫・頭貫を通し、頭貫の端部には木鼻を付ける。虹梁・その下の肘木・頭貫端部木鼻の絵様繰形や、唐破風の兎の毛通しの意匠・形状に総門や本堂との類似点が指摘できる。

以上の3建物は、移築を経て伽藍配置も変えられてはいるが、建築形式については『尾張名所図会』に描かれた姿と大きく変わることなく現存しており、経年劣化はあるものの後補の改変も比較的少なく、特に意匠面で伝統的建造物の歴史性をよく伝えている。



本堂



相応寺 配置図

凡例  部分は指定箇所を示す